

秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル

募集要項

令和4年1月

秋田市企画財政部まちづくり戦略室

－ 目 次 －

1	事業の趣旨	1
2	プロポーザルの概要	3
3	提案を求める事項	5
4	質問書の提出および回答	7
5	参加資格要件	7
6	参加表明書等の提出	8
7	事業提案書等の提出	9
8	事業提案書等の審査	11
9	プレゼンテーション	11
10	提出書類等の取扱い	12
11	卸売市場再整備基本構想策定業務受託者等との協議	12
12	新スタジアム整備に関する秋田県等との協議	12
13	スーパーシティ型国家戦略特別区域についての方針	13
14	失格	13
15	参考資料	13
16	その他	13
	別表 1（秋田市が抱える課題）	15
	別表 2（評価基準）	16

## 1 事業の趣旨

### (1) 事業を行う背景

#### <人口減少・少子高齢化>

本市においては、人口減少・少子高齢化が進行しており、このままでは、市税の減少や医療・介護等に係る社会保障費の増加、労働力の不足、消費の縮小など、本市財政や経済活動をはじめ、さまざまな分野に大きな影響が生じることから、これまでにない新たな視点をもって課題解決に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症は、社会経済情勢や人々の価値観に急激な変化をもたらしており、リモートワークによるビジネスのオンライン化の加速など、新しい生活様式に対応した社会への転換を図らなければならない。

#### <市民意識>

「第14次秋田市総合計画」の策定に当たり令和元年度に実施した「しあわせづくり市民意識調査Ⅳ」では、本市の住み心地について、約7割の市民が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答している。年代別では、20代および30代の若者のポイントが前回調査時から増加している。

また、「今後も秋田市に住み続けたいか」についても、住み心地と同様に約7割が住み続けたいと考えているが、一方で10代の若者のポイントの減少が顕著である。

秋田市に住み続けるために必要なことについては、「雇用の場の確保」との回答が最も多く、「若者にとって魅力のあるまちづくり」と「高齢者向けの福祉・介護サービスなどの充実」のポイントが、前回調査から増加していることから、若者が希望や期待が持てる産業等の育成やにぎわいの創出などにより、本市に住み続けたいと感じることができ、また、医療・福祉の充実などにより、高齢になっても安心して生活できる環境づくりに取り組む必要がある。

#### <先端技術を活用した地域課題の解決>

人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築には、新しい生活様式に対応するA IやI C Tなどの先端技術の活用が重要であるとの認識に基づき、庁内検討委員会において、本市が既に取り組んでいるI C Tなどの技術を活用した施策について情報共有を行うとともに、本市が抱える課題を別表1のとおり集約した。

これらの課題は、相互に関連があり、個別に解決を図るよりも、一体的に取り組むことで大きな効果が期待できるため、先端技術を活用し、産業・観光・スポーツ・環境・防災などの幅広い分野の取組を横断的に進めることが重要である。

### (2) まちづくりのモデル地区整備の目的

上記の背景のもと、多核集約型コンパクトシティを目指すことを基本としつつ、若者が未来を思い描けるまちづくりを進めるための新たな政策展開として、今後のまちづくりのモデル地区を整備する。

モデル地区整備の目的は、A IやI C Tなどの技術を活用した先端的サービス<sup>1</sup>の導入により、本市が抱える課題の解決を他地域に先駆けて進めるとともに、近い将来、モデル地区での実証的な取組で得られた成果を、市全域に普及させることである。

秋田市外旭川地区まちづくり事業（以下「本事業」という。）は、このようなモデル地区を、泉外旭川駅の開業や新たな幹線道路の整備により地域を取り巻く環境が大きく変化しつつある外旭川地区に整備し、若者がビジネスチャンスを得られ、起業できる環境を創出することで、本市が、**若者が将来に希望を持ち、「これからをこのまちで暮らしていきたい」と感じられるような魅力のあるまち**となることを目指すものである。

- <sup>1</sup> **先端的サービス**：移動・物流・支払・行政・医療・介護・服薬・教育・エネルギー・環境・防犯・防災などの分野において、人工知能など先端的な技術を用いて役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより新たな事業の創出又は事業の革新を図る事業活動

### (3) 事業パートナーの公募について

外旭川地区のまちづくりは、本市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の創生戦略に基づき、「行政だけでは実現できない、民間事業者の知見やノウハウを活用したまちづくりを行う」との政策的判断のもと、本市と共に外旭川地区のまちづくりを進める民間事業者（以下「事業パートナー」という。）との協働により推進する。

秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、民間事業者の技術力や創造性を活かした自由で幅広いアイデアを求め、これらを基に事業パートナーを選定することを目的とする。

なお、本事業のスケジュールや事業費、施設の配置、行政の支援内容等については、事業パートナーを選定した後、本市と事業パートナーが関係機関等と協議を重ね、秋田市外旭川地区まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）の案を策定していく過程でこれらを具体化するとともに、市民や議会等の意見も取り入れ、最終的な基本構想を策定することとしたい。

### (4) 民間事業者との協働について

スタジアム整備は、一般的に経済効果や交流人口の増加のほか、災害時の防災拠点としての活用や、県民・市民の幅広い利用など一定の公共性があるとされている一方、本市においては、ブラウブリッツ秋田のホームスタジアムとなることや、それに伴う芝生の養生などで一般の利用が制限されることが想定される。このため、多額の事業費の全てを公費で賄うことは、県民・市民の理解が得られないものと考えており、民間主導による効率的な施設整備や、収益性の高い事業計画が必要であると認識している。

また、卸売市場への新たな機能の付加や民間施設の整備、先端的サービスの実施に当たっては、一体的に整備・導入を行うことでまちづくりとしての相乗効果が得られるものと考えているが、それらは本市の抱える課題の解決につながるだけではなく、民間事業者が一定の事業成果を得られるものでなければならない。

したがって、本プロポーザルは、公と民のどちらかだけがメリットを享受するのではなく、行政と民間事業者の双方にとって魅力あるまちづくりに最もふさわしい事業パートナーの選定を目指すものである。

## 2 プロポーザルの概要

- (1) 名 称 秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル
- (2) 主催者 秋田市長 穂 積 志
- (3) 事務局 秋田市企画財政部まちづくり戦略室
- 住 所 〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
- 電 話 018-888-5492
- F A X 018-888-5488
- E-mail ro-tdso@city.akita.lg.jp
- URL https://www.city.akita.lg.jp

### (4) 提案の対象とする範囲

現卸売市場敷地およびその周辺とし、具体的な範囲は提案者が設定する。なお、現卸売市場敷地以外を含める場合は、土地の取得方針等について、現状や今後の見通しを記載すること。

#### <現卸売市場敷地>

所 在 地 秋田市外旭川字待合28番地

面 積 139,520㎡（市有地部分）

都市計画 市街化区域、準工業地域、特別用途地区

建蔽率 60%、容積率 200%

### (5) 現地視察

現卸売市場敷地の現地視察を希望する事業者（以下「視察希望者」という。）は、事務局の立会いのもと敷地内への立入りを認めることとし、参加者の所属、氏名、希望日時を記載した電子メール（任意様式）により、事前に事務局に申込みを行うこと。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、視察希望者1者につき1回まで、参加者は3名まで、時間は1時間以内とし、希望日時が他の視察希望者と重複した際などには事務局で調整を行う場合がある。

#### <現地視察可能期間>

令和4年1月17日（月）から令和4年1月21日（金）までの  
午前9時から午後3時まで

### (6) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者（本プロポーザルにおいて最も優れた提案を行った者をいう。以下同じ。）は、秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査により選定することとし、その選定は、必要に応じて専門的知見を有するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）からの意見などを参考としつつ、事業提案書等の提出書類およびプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行うものとする。

なお、事業提案書等の審査（「8 事業提案書等の審査」を参照のこと。）において、審査委員会の委員（以下「委員」という。）全員の評価点の合計が満点の60%未満の場合は失格とし、本プロポーザルの参加者が1者である場合も同様とする。

(7) 委員の構成

- ア 委員の構成は、市職員 3 名および学識経験者又は企業経営者 4 名の計 7 名とする。
- イ 委員の氏名等については、最優秀提案者選定後に審査結果と併せて公表する。

(8) 日程

手続等	期日・期限
公募開始	令和 4 年 1 月 11 日 (火)
質問書の提出期限	令和 4 年 1 月 21 日 (金) 午後 5 時まで
質問回答書の公開	令和 4 年 1 月 26 日 (水) (予定)
参加表明書等提出期限	令和 4 年 2 月 2 日 (水) 必着
事業提案書等提出要請(※)	令和 4 年 2 月 9 日 (水) (予定)
事業提案書等提出期限	令和 4 年 3 月 9 日 (水) 必着
プレゼンテーション	令和 4 年 3 月 25 日 (金) (予定)
最終審査結果通知	令和 4 年 3 月下旬～4 月上旬 (予定)

※留意事項：参加表明書受理後、参加資格要件の確認を行った上で、事業提案書の提出要請を行うこととしているが、プロポーザル日程等を考慮し、事前に事業提案書の準備を行うことを妨げるものではない。

(9) 審査結果の通知等

最終審査結果は、提案者に書面により通知するとともに、最優秀提案者の事業者名および全提案者の公開用提案概要書（7の(1)のイの(ア)公開用提案概要書をいう。）を秋田市ホームページで公表する。なお、最優秀提案者以外の事業者名は公表しない。

(10) 事業パートナーの決定と基本構想策定までの役割等

ア 市は、最優秀提案者の代表事業者（5の(2)のアの代表事業者をいう。）と「秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の推進に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）を締結し、当該者の代表事業者等を事業パートナーとする。

なお、最優秀提案者の代表事業者が、何らかの理由により基本協定を締結できない場合や本事業を遂行できないと認められる場合、次点提案者の繰上げは行わない。

イ 市は、事業パートナーの提案を基に、本市の考えや市議会等の意見を反映し、令和 4 年度末を目途に、まちづくりの基本的な考え方や方向性を示した基本構想を事業パートナーと共に策定したいと考えている。なお、基本構想策定支援業務を事業パートナーへ委託する場合の委託費は、「国土交通省設計業務等標準積算基準」に準拠した方法により算定し、秋田市一般会計予算に計上して執行する。

ウ 本事業の発注方法については、事業パートナーの提案を基に、施設の配置や事業スケジュール、一体的な整備によるスケールメリットや相乗効果等を総合的に勘案し、基本構想の策定過程で検討する。

### 3 提案を求める事項

- (1) 事業名称
- (2) 事業コンセプト
- (3) 事業期間および想定スケジュール

(記載条件)

- ・令和4年度を基本構想策定期間とし、令和5年度以降に事業着手する仮定でスケジュールを記載する。

- (4) 概算事業費（卸売市場、新スタジアム、民間施設等の内訳を示すこと。）
- (5) 資金調達計画、事業の実現性および事業継続についての取組
- (6) 事業の実施方針、市民の意向把握や合意を得る上で配慮する事項
- (7) 経済波及効果、雇用創出効果および地元企業の活用方針
- (8) AIやICTを活用した先端的サービス

ア 事業内容

イ 解決を目指す課題と得られる効果（別表1「秋田市が抱える課題」による。）

ウ 実現に要する費用およびその負担主体

(整備条件)

- ・卸売市場、新スタジアム、民間施設等において、複数分野（5分野以上とする。）における課題の解決に向けた先端的サービスの導入を行う。
- ・活用する先端的サービス（各サービスを連携させるデータ連携基盤など）については、その概要等を記載する。

- (9) 個別施設計画等

ア 卸売市場再整備（市が建設費を負担し、維持管理も行う。）

(ア) 建設費（延床面積から算出した概算額とする。）

(イ) まちづくりとの相乗効果が得られる卸売市場への付加機能

(整備条件)

- ・施設配置計画および概算建設費算出を行う場合の卸売市場の再整備規模は、延床面積31,000㎡と仮定する（本数値は、令和3年6月に策定した秋田市卸売市場再整備基本方針において、再整備の規模を「現有施設規模の概ね3分の2程度を目安とする」としたことを受けたものであり、卸売市場再整備基本構想の策定過程で増減する可能性がある。このため、施設配置計画については、今後の規模の増減に柔軟に対応できるものとする。）。
- ・現卸売市場の営業を継続しながら整備する。
- ・卸売市場は市が主体的に再整備し、令和4年度末までに卸売市場再整備基本構想を策定することから、本プロポーザルでは、卸売市場の本来機能、整備手法および運営手法に関する提案は記載しないこと。

イ 新スタジアム整備（行政の支援により、民間主導で行う。）

(ア) 規模、機能

(イ) 建設主体、運営主体および事業スキーム

(ウ) 建設費・管理運営費（屋根付き、屋根なし両方の経費を記載すること。）

（整備条件）

- ・プロスポーツだけではなくアマチュアスポーツの拠点となるなど、多くの県民、市民の健康づくりや交流人口の増加につながる多機能・多用途の施設とする。
- ・陸上トラックのないスタジアムとする。
- ・Ｊリーグスタジアム基準〔2021年度用〕におけるＪ２基準を満たし、将来の改修により容易に同Ｊ１基準を満たすことが可能な施設とし、観客席のみを覆う屋根とした場合および観客席を含めたスタジアム全体を覆う屋根とした場合の両方についての提案とする。
- ・ＩＣＴなど先端技術を導入した次世代型スタジアム<sup>2</sup>とする。
- ・大規模災害時に防災拠点として活用できる施設とする。

<sup>2</sup> 次世代型スタジアム：スタジアム・アリーナ改革ガイドブック＜第２版＞（平成30年12月スポーツ庁・経済産業省）スタジアム・アリーナ改革指針「要件１．顧客経験価値の向上」を満たす、ＩＴ技術等の活用により観客に対して様々な情報提供が可能なスタジアム

ウ 民間による施設整備

(ア) 規模、用途

(イ) 建設主体、運営主体および事業スキーム

(ウ) 建設費・管理運営費（公費負担を求める場合には、その内容と金額を示すこと。）

（整備条件）

- ・秋田市総合計画との整合性を確保するとともに、各行政分野における個別計画（総合都市計画、農林水産業・農村振興基本計画等）との整合性に留意する。
- ・卸売市場や新スタジアムと一体となった相乗効果が得られるものとする。
- ・市街地と自然環境が近接している外旭川地区の地域特性を活かした、6次産業化やスマート農業など次世代型農業への取組を含める。
- ・防災拠点としてのスタジアムとの連携を考慮した、再生可能エネルギーの活用や先端技術を活用した防災システムの構築を含める。
- ・商業施設を提案に含める場合は、中心市街地や他地域の事業者などへの影響および配慮事項を記載する。

(10) 施設配置計画等

ア 施設配置計画および法的課題の有無（市街化調整区域、農用地区域等）

イ 交通アクセス計画、モデル地区内の動線計画

ウ 市有地以外を範囲に含める場合および市有地に民間施設等を配置する場合は、その土地の取得方針（売買、交換、賃貸借等の考え方）

## 4 質問書の提出および回答

### (1) 質問書の提出

本募集要項等について質問がある場合は、質問書（様式第12号）を作成の上、事務局に電子メールにより提出するものとし、電話でその到達を確認すること。

### (2) 質問書の受付期間

公募開始日から令和4年1月21日（金）午後5時まで

### (3) 質問に対する回答

全ての質問に対する回答を令和4年1月26日（水）までに秋田市ホームページで公開する予定である。また、回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

## 5 参加資格要件

参加資格要件は、次のとおりとする。

### (1) 基本的要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募開始日から事業提案書等提出期限の日までの間において、次のアからカまでの基本的要件を全て満たす法人、個人事業主、団体もしくは研究機関等（以下「事業者」という。）により構成されたグループ又は単独の事業者とする。

ア 日本国内に本社、本店、本部又はこれらに類する機能を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 国税および地方税に滞納がないこと。

### (2) グループ等の構成に関する要件

事業提案書の提出に当たっては、次のアの事業者およびイの事業者によりグループを構成するものとし、必要に応じて、その他の役割を担う事業者を加えることも可とする。また1事業者が複数の役割を兼ねても良く、グループを構成する事業者数は自由とする。

なお、グループの構成に当たっては、本プロポーザルの参加時点では、共同企業体や特別目的会社等の組成を義務付けるものではない。

#### ア 代表事業者

外旭川地区のまちづくりを本市と協働で進める事業主体として、グループを取りまとめる代表者とし、業種や事業形態は問わない。

#### イ 先端的サービスを実施する事業者

本市が抱える地域課題の解決や市民生活の質の向上に資する先端的サービスを実施できる事業者とする。

(3) 参加に対する制限

- ア 1 事業者が複数のグループの構成員となることを禁止する。
- イ 1 事業者又は1グループが複数の応募を行うことを禁止する。

(4) 事業者の変更

事業提案書提出後は、グループを構成する事業者の変更を原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は、事前に市と協議を行い、市から承諾を得た場合に限り認めるものとする。

<b>6 参加表明書等の提出</b>
--------------------

(1) 参加表明書等の提出

代表事業者として本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等を提出すること。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 登記事項証明書（現在事項証明書）の原本（本プロポーザル公募開始日以降に発行したものに限る。）

(3) 参加表明書等の記載事項・記載上の留意事項

提出書類	記載事項・記載上の留意事項
様式第1号	代表事業者の氏名又は名称、住所又は所在地および代表者の職氏名等を記載すること。 (A4判縦、片面印刷、1枚)
様式第2号	代表事業者の事業概要や実績等について記載するものとし、特に、まちづくりや公民連携に関する実績があれば、記載すること。 (A4判縦、片面印刷、1枚)
様式第3号	代表事業者の氏名又は名称、住所又は所在地および代表者の職氏名等を記載すること。 (A4判縦、片面印刷、1枚)

(4) 提出期限等

- ア 提出期限 令和4年2月2日（水）必着
- イ 提出部数 正本1部（A4判縦とし、クリップ留めとする。）
- ウ 提出方法 郵送（簡易書留郵便）又は宅配便に限る。

(5) 参加辞退の方法

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

## 7 事業提案書等の提出

(1) 提出書類は、次のとおりとする。

### ア 事業提案書

- (ア) 事業提案書表紙（様式第4号）
- (イ) グループを構成する事業者の一覧（様式第5号）
- (ウ) グループを構成する事業者の事業実績（様式第6号）
- (エ) 事業の実施方針等（様式第7号）
- (オ) まちづくりや施設整備に関する提案（様式第8号）
- (カ) 先端的サービス導入に関する提案（様式第9号）
- (キ) 想定スケジュール（様式第10号）

### イ 補足資料（必要に応じて該当する資料を添付すること。）

- (ア) 公開用提案概要書（様式第11号）
- (イ) 代表事業者以外のグループを構成する事業者の登記事項証明書（現在事項証明書）の原本（本プロポーザル公募開始日以降に発行したものに限り。）
- (ウ) 様式第6号に記載した事業実績を証明する資料（契約書の写し等）
- (エ) 土地の取得方針等について、現状や今後の見通しを示した資料（提案範囲に現卸売市場敷地以外を含める場合のみ）

(2) 事業提案書および補足資料の記載事項・記載上の留意事項

提出書類	記載事項・記載上の留意事項
様式 第4号	提案するグループの名称、代表事業者の氏名又は名称、住所又は所在地および代表者の職氏名等を記載すること。 (A 4判縦、片面印刷、1枚)
様式 第5号	提案するグループを構成する全事業者の氏名又は名称、住所又は所在地および代表者の職氏名、グループ内での各事業者の役割等を記載すること。 (A 4判縦、片面印刷、3枚以内)
様式 第6号	提案するグループを構成する事業者に、本事業に類似する事業実績や先端的サービス導入に関する実績がある場合は、それらを記載すること。 (A 4判縦、片面印刷、5枚以内)
様式 第7号	本事業の実施方針、本事業への取組体制、市民の意向把握や合意を得る上で配慮する事項、外旭川地区のまちづくりを進める上で特に重視する事項、その他本事業を実施する上で配慮する事項等を簡潔に記載すること。 (A 3判横、片面印刷、1枚)
様式 第8号	外旭川地区のまちづくりや施設整備に関する提案として、次の事項（該当するもの）を記載すること。 (A 3判横、片面印刷、5枚以内) ア 事業名称 イ 事業コンセプト ウ 施設配置計画 エ 交通アクセス計画、モデル地区内の動線計画

	<p>オ 卸売市場への付加機能</p> <p>カ 新スタジアムの整備計画、事業スキーム</p> <p>キ 民間による施設整備計画、事業スキーム</p> <p>ク 土地利用計画および法的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有地（卸売市場敷地）の利活用方法（売買、交換、賃貸借等の考え方）</li> <li>・民有地の取得方針および利活用方法（売買、交換、賃貸借等の考え方）</li> <li>・施設配置計画における法的課題</li> </ul> <p>ケ 概算事業費</p> <p>コ 資金調達計画、事業の実現性および事業継続についての取組</p> <p>サ 各事業の概算事業費と想定する公民の負担割合、経済波及効果、雇用創出効果、地元企業の活用方法等</p> <p>シ 中心市街地や他地域の事業者などへの影響および配慮事項</p>
<p>様式 第9号</p>	<p>先端的サービスの導入に関する提案として、<b>別表1</b>の分野から5分野以上を選択し、次の事項（該当するもの）を記載すること。</p> <p>（A3判横、片面印刷、5枚以内）</p> <p>ア 事業内容</p> <p>イ 当該分野の事業に関わる事業者名</p> <p>ウ 解決を目指す課題と得られる効果</p> <p>エ 実現に要する費用およびその負担主体</p> <p>オ 関連する規制改革事項</p> <p>カ 市民にとってのメリットおよびデメリット</p> <p>キ 地域の事業者にとってのメリットおよびデメリット</p> <p>ク デジタルデバイドへの配慮</p> <p>ケ データ連携基盤整備の考え方および活用策</p>
<p>様式 第10号</p>	<p>想定スケジュールとして、次の事項を記載すること。</p> <p>（A3判横、片面印刷、1枚）</p> <p>ア 外旭川地区のまちづくりや施設整備に関する事業スケジュール</p> <p>イ 先端的サービスの導入に関する事業スケジュール</p>
<p>様式 第11号</p>	<p>最優秀提案者選定後に、事務局が情報公開を目的として使用することを前提とし、次の事項に留意して提案内容の概要を記載すること。</p> <p>（A3判横、片面印刷、1枚）</p> <p>ア 施設配置計画等、外旭川地区のまちづくり提案の概要を図等を用いて示すこと。</p> <p>イ 具体的な名称やロゴマーク等、事業者名が分かる記載は行わないこと。</p> <p>ウ 事業者のノウハウ等、公開を望まない情報は記載しないこと。</p>

### (3) 提出期限等

ア 提出期限 令和4年3月9日（水）必着

イ 提出部数

・事業提案書 正本1部、副本15部（A4判縦とし、クリップ留めとする。）

・補足資料 正本1部

・電磁的書類を保存したDVD-R 1部

※ファイル形式はPDFとし、ファイルは様式別に分け、ファイル名は様式番号とすること。

ウ 提出方法 郵送（簡易書留郵便）又は宅配便に限る。

## 8 事業提案書等の審査

(1) 評価基準は、**別表2**のとおりとする。

(2) アドバイザーへの意見聴取

事務局は、必要に応じて、事業提案書等の内容に関し、委員以外のアドバイザーに意見聴取を行い、その意見を審査委員会に報告できるものとする。

(3) 事務局による確認

ア 提出された事業提案書等が本募集要項に定める内容を満たしている場合は、当該事業提案書等を提出した代表事業者に対し、プレゼンテーションへの参加要請を書面により通知する。

イ 必要な事項が記載されていないなど、提出された事業提案書等が本募集要項に定める内容を満たしていないと事務局が判断した場合は、審査委員会に諮った上で、当該事業提案書等を提出した代表事業者に対し、プレゼンテーション参加者に選定されなかった旨およびその理由（非選定理由）を書面により通知する。

ウ イの通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、主催者に対し、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

エ 提案を求める事項については、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

## 9 プレゼンテーション

(1) 実施予定年月日 令和4年3月25日（金）

(2) 実施場所 秋田市内

(3) 実施要領

ア 代表事業者の担当者は、必ず出席すること。また、グループを構成する事業者に所属する者の出席も可とするが、出席者数の上限は4名とする。

イ 提案内容の説明は、プロジェクトを使用して30分以内で行うこと。

ウ イの説明後、審査委員会によるヒアリングを30分程度行う。

エ プレゼンテーションに関する資料は、提出した事業提案書のみを使用した静止画とし、追加資料の提出は認めない。

オ プレゼンテーションの時間や会場等については、プレゼンテーションへの参加要請と併せて、該当者に書面により通知する。

(4) プレゼンテーションの無効

次のいずれかに該当した場合は、当該提案者のプレゼンテーションを無効とする。

ア 代表事業者の担当者が欠席した場合

イ プレゼンテーションの内容と事業提案書の記載内容に相違がある場合

(5) その他

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、対面方式からオンライン方式に変更する場合がある。

## 10 提出書類等の取扱い

(1) 本プロポーザルに係る全ての提出書類は、返却しない。

(2) 提出書類等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。

(3) 提出書類等に第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を提案者において行うものとする。

(4) 提案に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら主催者の責めに帰すべき事由による場合を除き、提案者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(5) 市は、最優秀提案者選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公表することにより提案者の権利利益が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については、市と提案者との間で協議するものとする。

(6) 市は、(5)により公開する場合のほか、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(7) 事業提案書の記載箇所又は記載事項について確認するため、必要があると認める場合は、聞き取りを実施する場合がある。

## 11 卸売市場再整備基本構想策定業務受託者等との協議

卸売市場再整備に関する具体的な事項は、基本協定締結後、事業パートナーの提案を基に、市、事業パートナーおよび卸売市場再整備基本構想策定業務受託者等との協議により決定する。

## 12 新スタジアム整備に関する秋田県等との協議

新スタジアムの整備に関する具体的な事項は、基本協定締結後、事業パートナーの提案を基に、県、市、事業パートナーおよび関係する民間事業者等との協議により決定する。

### 13 スーパーシティ型国家戦略特別区域についての方針

外旭川地区への先端的サービスの導入については、スーパーシティ型国家戦略特別区域（以下「スーパーシティ」という。）の応募を検討しているが、現時点では、国の追加募集の時期や選定基準が見通せないことから、「スーパーシティの応募のために必要な事項」に関する提案は求めない。ただし、最優秀提案者選定後、国の追加募集時期等が明らかになり、スーパーシティの応募を行うこととなった場合は、事業パートナーは、応募書類の作成等に協力するものとする。

### 14 失格

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 公募開始日から審査結果公表日までの間において、5の(1)に掲げる要件を満たさないことが確認された事業者が含まれるとき。
- (2) 本募集要項等に定められた提出書類の提出方法等に違反したとき。
- (3) 提出した書類の内容が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 指定する様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 9の(4)に該当したとき。
- (5) その他本募集要項に違反したと認められるとき。

### 15 参考資料

本募集要項に記載する秋田市総合計画や各行政分野における個別計画等については、必要に応じて、秋田市ホームページから入手すること。

### 16 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書が事務局に到達しなかった場合又は事業提案書の提出要請を受けなかった場合は、事業提案書を提出できない。
- (2) 参加表明書等および事業提案書等の作成および提出に係る費用、プレゼンテーションに係る費用その他本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出期限後は、参加表明書等および事業提案書等の差替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製して使用することがある。
- (5) 文献等を引用した際は、出典を明示するものとする。
- (6) 本募集要項の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (7) 委員やアドバイザーと接触を行ったり、事業提案書等の内容を審査結果公表前に提案者自らが公にするといった、審査結果に影響を与えるような行為は行わないものとする。
- (8) 本プロポーザルの審査結果については、本市に対して一切の異議申立てや損害賠償請求等を行うことはできない。

- (9) 土地利用上の制限の変更を含む提案であった場合、本プロポーザルで選定されたことをもって、制限の変更を保証するものではない。
- (10) 本プロポーザルは、民間事業者の技術力や創造性を活かした自由で幅広いアイデアを求め、その提案内容から、本市と共にまちづくりを進める事業者として最も適した者を選定することを目的とするものである。また、卸売市場や新スタジアム、民間施設等の整備に関する事項や、先端的サービスの導入については、提案内容を基に基本構想を策定する過程で具体の検討を行うものであり、双方の協議により変更を行う場合がある。
- (11) 次の場合において、本プロポーザルに参加した事業者は、本市に対して一切の異議申立てや損害賠償請求等を行うことはできない。
- ア 事業パートナーの提案を基に基本構想を策定する過程で、本市と事業パートナーとの協議が整わない場合など、本事業の実施に至らない場合
  - イ 予算が確保できず、本事業の実施に至らない場合
  - ウ 土地利用上の制限の変更や見直しが困難で、本事業の実施に至らない場合

## 秋田市が抱える課題

分野	秋田市が抱える課題
産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲ある多様な担い手の育成や複合型生産構造への転換を図るとともに、ICT等先端技術の活用などにより、健全で持続的に発展する農林水産業を確立する必要がある。</li> <li>・民間の力を活かし、農山村資源等の有効活用による新たなビジネスの創出や、多様なニーズを取り込み、関係人口の創出につなげる必要がある。</li> </ul>
観 光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光体験メニューの充実、二次交通網や多言語表記の整備、ICTの活用など、観光客の需要を的確に捉えた魅力ある観光コンテンツの提供と受入体制の強化を図る必要がある。</li> <li>・マイクロツーリズムやワーケーションなどの新たな需要への対応、キャッシュレス化をはじめとする商店街のICT化への支援など、「新しい生活様式」のもとでの観光客の受入体制を整備する必要がある。</li> </ul>
スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源であるトップスポーツの力を原動力に、地域意識の高揚や都市イメージの向上、交流人口の拡大につなげるよう取り組む必要がある。</li> <li>・市民が、ライフステージに応じて気軽にスポーツを楽しみ、健康や生きがいづくりができる環境整備を推進する必要がある。</li> </ul>
環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進に加え、水素などの次世代エネルギーの導入により脱炭素社会の構築を目指すとともに、恵まれた資源・エネルギーを活かした環境関連産業の育成・創出を図り、環境と経済の好循環を目指す必要がある。</li> <li>・豊かな自然を活かした環境共生スタイルを創出する必要がある。</li> </ul>
防 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災に対応した都市機能の充実を図り、災害に強いまちを目指す必要がある。</li> </ul>
移 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズや特性に配慮し、自家用車に頼らない持続可能な公共交通ネットワークの再構築やICTの活用を図るなど、市民の利便性の確保と効率性の両立を目指す必要がある。</li> </ul>
教 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTが身近な生活様式の一部となる中、未来の社会を見据え、現代を生きる子どもたちに必要な情報活用能力を育むための新たな「学び」やそれを実現していく「学びの場」を提供する必要がある。</li> <li>・自然災害の発生件数やその被害が増加している現状を踏まえ、子どもたちの防災意識を高め、災害発生時に一人ひとりが主体的に判断し行動する力を育むため、高等教育機関や関係行政機関との連携を図った防災教育の推進を図る必要がある。</li> </ul>
医 療 ・ 介 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療や介護等に関する様々な専門機関および職種が連携し、高齢者の暮らしを包括的に支える地域包括ケアを推進するとともに、健康長寿につながる高齢者自らの生きがいづくりと社会参加を促進する必要がある。</li> <li>・先端技術を活用した見守りシステムの導入などにより、高齢者が安全安心な生活を送ることができるよう取り組む必要がある。</li> </ul>

## 評価基準

- 1 提出された事業提案書等について、委員の専門的な知見や職責に基づく主観的評価により、提案の具体性・独創性・主体性を評価する。
- 2 評価全体における着目点
  - (1) 秋田市総合計画との整合性が確保されているか。また、各行政分野における個別計画との整合性に留意しているか。
  - (2) 提案された事業が実現可能で持続可能なものとなっているか。
  - (3) 地元企業の活用が図られ、地域への経済波及効果や雇用創出効果が得られるか。
  - (4) 事業費の公費負担の考え方が、適正な規模となっているか。

表 1 評価項目および配点

評価項目		着目点	配点
1	まちづくりの コンセプト	・本市の課題や各種計画等を踏まえ、目指すまちの方向性が、明確かつ具体的に提案されているか。	20
2	卸売市場 再整備	・配置計画や付加機能について、まちづくりとの相乗効果が得られる取組が具体的に提案されているか。	20
3	新スタジアム 整備	・民間主導によるスタジアム整備の取組が具体的に提案されているか。	20
4	民間施設整備	・まちづくりとの相乗効果が得られる取組が具体的に提案されているか。	20
5	先端的サービスの 導入	・本市が抱える課題の解決や、市民生活の質の向上につながる取組が具体的に提案されているか。	30
6	事業期間・ 想定事業 スケジュール	・本事業の工程（事業実施のステップ）が具体的に提案されているか	10
7	本市の活性化への 貢献	・地元企業の積極的な活用について、具体的に提案されているか。 ・地域への経済波及効果や雇用創出効果が得られるような取組が具体的に提案されているか。 ・周辺地域への影響や配慮事項が具体的に提案されているか。	30

評価項目		着目点	配点
8	事業の実現性・ 資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実現性や事業継続のための取組、資金調達計画が具体的に提案されているか。</li> <li>事業費の公費負担の考え方が、適正な規模となっているか。</li> </ul>	30
9	リスク分担、 対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の推進に関し、現時点で想定されるリスクとその対応方法が検討されているか。</li> </ul>	10
10	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実績や経験、ノウハウ等を十分に活用できる体制が構築されているか。</li> <li>本事業を円滑に実施するための取組が具体的に提案されているか。</li> <li>市民の意向把握や合意を得る上での配慮が具体的に提案されているか。</li> </ul>	10
合計			200

表2 評価区分

評価区分	評価内容	係数
A	具体性・独創性・主体性に極めて優れた提案である。	1.00
B	具体性・独創性・主体性に優れた提案である。	0.80
C	評価できる提案である。	0.60
D	具体性や独創性が乏しい提案である。	0.40
E	具体性や独創性を示す提案がない。	0.00

評価内容に基づいた5段階の評価区分に従って求められた係数を、各評価項目の配点に乗じて算出し、その和を委員一人当たりの評価点とする。